

病院局建設工事低入札価格調査取扱要領

20川病総経第928号

平成21年3月10日局長専決

川崎市病院局が発注する建設工事の競争入札において、著しく低い価格をもって申込みをした者があったときの落札者の決定のための調査に関しては、「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領」及び「川崎市建設工事低入札価格調査運用指針」の規定を準用する。この場合において、「川崎市」とあるのは「川崎市病院局」に、「財政局資産管理部長」とあるのは「病院局総務部長」に、「財政局資産管理部契約課長及び係長」とあるのは「病院局総務部庶務課長、病院局総務部庶務課担当課長及び病院局総務部庶務課契約係長」に、「財政局資産管理部契約課」とあるのは「病院局総務部庶務課」に、「財政局長」とあるのは「病院局長」に、「川崎市契約審査委員会規程（昭和39年川崎市訓令第15号）」とあるのは「川崎市病院局契約審査委員会規程（平成17年病院局規程第42号）」読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成21年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。